諮問番号：平成２９年度諮問第２７号

答申番号：平成２９年度答申第３５号

答　申　書

第１　審査会の結論

○○○○○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成○○年○月○で行った大阪府税条例（昭和２５年大阪府条例第７５号。以下「条例」という。）に基づく自動車税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）の一部の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２　審査関係人の主張の要旨

１　審査請求人

　　審査請求人が所有する本件審査請求に係る自動車（自動車登録番号「○○○○○○○○○○○」。以下「本件自動車」という。）は、自動車検査証の写しのとおり、走行距離が少ないため、環境負荷が大きいとは言えない。したがって、経済効果目的と思える本件重課措置（本件自動車の自動車税について、条例第６５条第１項の規定による税額３４,５００円を適用せず、条例附則第９条第１項の規定を適用して税額３９,６００円とした措置をいう。以下同じ。）については、本来の趣旨から逸脱しているため、本件重課措置の取消しを求める。

２　審査庁

　　審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却すべきである。

第３　審理員意見書の要旨

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は、棄却すべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件に係る法令の規定について

　　ア　地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第１４５条第１項及び第１４８条によると、自動車税は、自動車に対し、主たる定置場所在の道府県において、４月１日を賦課期日として、その所有者に課することとされている。また、条例第６３条及び第６６条においても、同様の規定を設けている。そして、自動車税の課税客体である自動車とは、道路運送車両法(昭和２６年法律第１８５号。以下「車両法」という。)の適用を受ける自動車（二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）をいい、通常道路において運行する自動車をいうものとされている。

　　イ　自動車税の税率は、法第１４７条に定めがあるが、法附則第１２条の３第１項第１号によると、ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成１６年３月３１日までに最初の車両法第７条第１項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）を受けたものに対する平成○○年度分の自動車税の税率は、総排気量が１リットルを超え、１.５リットル以下の自家用乗用車（法第１４７条第１項第１号ロ(２)に掲げるものをいう。以下同じ。）については、３９,６００円とするとされている。なお、条例附則第９条第１項第１号においても、税率の特例として法附則第１２条の３第１項第１号と同様の規定を設けている。

（２）本件自動車に係る自動車税の課税について

　　ア　審査請求人に賦課された自動車税の対象となった本件自動車は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第３２条第２項に基づき、処分庁から、証拠書類等として提出された本件自動車の登録事項等証明書（車両法第２２条第１項に規定する登録事項等証明書をいう。以下同じ。）によると、次のとおりである。

　　　(ｱ) 本件自動車の自動車登録番号は、「○○○○○○○○○○○」であり、所有者は、審査請求人である。

　　　(ｲ) 登録年月日は「平成○○年○月○日」であり、初度登録年月は「平成○年○月」である。

　　　(ｳ) 自動車の種別は「小型」、用途は「乗用」、自家用・事業用の別は「自家用」である。

　　　(ｴ) 総排気量は、「1.２７リットル」である。

　　　(ｵ)　燃料の種類は、「ガソリン」である。

　　　　以上のことから、本件自動車は、ガソリンを内燃機関として用いる自家用の乗用車で総排気量が１リットルを超え、１.５リットル以下のものに該当し、初度登録年月が平成○年○月であることから、法附則第１２条の３第１項第１号及び条例附則第９条第１項第１号の規定の適用を受ける自動車と認められる。

　　　　よって、処分庁が本件自動車に係る平成○○年度分の自動車税について、本件重課措置を適用し、税額を３９,６００円とした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

　　　　なお、審査請求人は、「本件自動車は、走行距離が少ないため、環境負荷が大きいとは言えず、したがって、経済効果目的と思える本件重課措置を本件自動車に適用することは、本来の趣旨から逸脱する。」と主張し、重課部分の税額を取り消すことを求めているが、自動車税のグリーン化税制（税率の重課）にあっては、個別具体的な自動車の使用状況による定めはなく、一定条件の自動車に対し、一律に重課することになっている。したがって、走行距離の多寡をもって、自動車税の税率を決定する旨の制度は法令上存在しないので、審査請求人の主張を認めることはできない。

（３）　上記以外の違法性又は不当性の検討について

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第４　調査審議の経過

平成２９年１１月１３日　諮問の受付

　　　平成２９年１１月１４日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通

　　　　　　　　　　　　　　　知等（主張書面等の提出期限：１１月３０日、

　　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：１１月３０日）

　　　平成２９年１１月２２日　第１回審議

　　　平成２９年１１月３０日　審査庁から資料（平成２９年１１月２８日付け）及び口頭意見陳述申立書を提出しない旨の回答を受領

　　　平成３０年１月１５日　　第２回審議

第５　審査会の判断の理由

（１）本件処分時の条例附則第９条第１項第１号の規定によれば、ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成１８年３月３１日までに新車新規登録を受けたものに対する平成○○年度分の自動車税に係る税率は、総排気量が１リットルを超え、１．５リットル以下の自家用乗用車については、３９,６００円とされていることが認められる。

（２）審査請求人は、本件自動車は自動車検査証のとおり走行距離が少ないため、環境負荷が大きいとは言えない。経済効果目的と思える本件重課措置については、本来の趣旨から逸脱しているため、本件処分を取り消すことを求める旨主張する。

（３）しかしながら、本件自動車は、登録事項等証明書によれば、所有者は審査請求人であり、初度登録年月は平成○年○月、自家用・事業用の別は「自家用」、 総排気量は１．２７リットル、燃料の種類は「ガソリン」であること等が認められ、処分庁は、上記（１）のとおり、条例の定めるところに従い本件処分を行っていることが認められる。

　　　なお、審査請求人は、走行距離が少ない車両に対する重課措置は、本来の趣旨から逸脱する旨を主張するが、当該主張は条例等の根拠に基づくものではなく、自動車税制への意見等であることから、上記判断を左右するものではない。

　　　以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）野一色直人

委員　　　　　福田　公教

委員　　　　　松村　信夫